

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 クオラ
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 鹿児島県薩摩郡さつま町船木 2 3 1 1 番地 6

(3) 設立認可年月日 昭和 5 3 年 5 月 1 5 日

(4) 設立登記年月日 昭和 5 3 年 6 月 1 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理事長	松下 兼一	
常務理事	松下 加代子	
理事	牧野 光宏	
理事	久保 哲仁	
理事	南 周作	
理事	松下 容子	
理事	松下 恭子	

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
病院	クオラリハビリテーション病院	4612510737	鹿児島県薩摩郡さつま町 船木 2 3 1 1 番地 6	一般病床 6 0 床 療養病床 1 1 2 床 [医療保険 1 7 2 床]
病院	クオラリハビリテーション病院あいら	4614510859	鹿児島県始良市西餅田 3- 1-6-0 番地	一般病床 4 8 床 療養病床 4 8 床 [医療保険 9 6 床]

2300 番地

介護 老人 保健 施設	クオリエ	4652580012	鹿児島県薩摩郡さつま町 船木2311番地8	入所定員 100名 通所定員 80名
----------------------	------	------------	--------------------------	-----------------------

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
訪問看護事業	鹿児島県薩摩郡さつま町船木 2311番地6	
認知症対応型共同生活介護事業	鹿児島県薩摩郡さつま町船木 2311番地8	
居宅介護支援事業所	鹿児島県薩摩郡さつま町船木 2311番地6	
居宅介護支援事業所	鹿児島県始良市西餅田 2300番地1	
通所リハビリテーション	鹿児島県薩摩郡さつま町船木 2311番地8	
通所リハビリテーション	鹿児島県始良市西餅田 2300番地1	
サービス付高齢者向け住宅	鹿児島県薩摩郡さつま町船木 2338番地11	

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和7年 5月20日 令和 6年度決算の決定
令和7年 5月20日 令和 7年度の事業計画及び収支予算の決定

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当無し

(7) その他

該当無し

様式 2

法人名 医療法人 クオラ ※医療法人整理番号 000614
所在地 鹿児島県薩摩郡さつま町船木2311-6

財 産 目 録
(令和 8年 3月31日現在)

1. 資 産 額 8,108,205 千円 /
2. 負 債 額 3,772,836 千円 /
3. 純 資 産 額 4,335,369 千円 /

(内 訳)		(単位：千円)
区 分		金 額
A 流 動 資 産		1,987,814
B 固 定 資 産		6,120,391
C 資 産 合 計 (A + B)		8,108,205 /
D 負 債 合 計		3,772,836 /
E 純 資 産 (C - D)		4,335,369 /

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人 クオラ

※医療法人整理番号 00064

所在地 鹿児島県薩摩郡さつま町船木2311-6

貸 借 対 照 表

(令和8年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	1,987,814	I 流 動 負 債	577,591
現 金 及 び 預 金	1,166,637	買 掛 金	11,665
医 業 未 収 金	778,684	短 期 借 入 金	197,136
未 収 入 金	6,529	未 払 金	86,519
た な 卸 資 産	26,689	未 払 費 用	267,370
仮 払 金	2,993	未 払 法 人 税 等	9,443
立 替 金	1,771	未 払 消 費 税 等	1,811
未 収 法 人 税 等	0	仮 受 金	20
その他の流動資産	9,910	預 り 金	3,627
貸 倒 引 当 金	△ 5,399	国庫補助金特別勘定	0
II 固 定 資 産	6,120,391	II 固 定 負 債	3,195,245
1 有 形 固 定 資 産	2,956,344	長 期 借 入 金	2,966,110
建 物	1,844,775	長 期 未 払 金	0
構 築 物	67,189	退 職 給 付 引 当 金	229,135
医 療 用 器 械 備 品	99,169		
その他の器具備品	213,344		
車 両 及 び 船 舶	8,785		
土 地	393,472		
建 物 付 属 設 備	329,610		
その他の有形固定資産	0		
2 無 形 固 定 資 産	62,503	負 債 合 計	3,772,836
借 地 権	35,733	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	25,610	科 目	金 額
その他の無形固定資産	1,160	I 資 本 金	50,000
3 そ の 他 の 資 産	3,101,543	II 資 本 剰 余 金	84,707
有 価 証 券	1,816,126	III 利 益 剰 余 金	4,200,662
役職員等長期貸付金	134,701	別 途 積 立 金 他	295,000
保 険 積 立 金	1,028,757	繰 越 利 益 剰 余 金	3,905,662
その他の固定資産	121,959		
資 産 合 計	8,108,205	純 資 産 合 計	4,335,369
		負債・純資産合計	8,108,205

(注) 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式4-1

法人名 医療法人 クオラ

※医療法人整理番号

00064

所在地 鹿児島県薩摩郡さつま町船木2311-6

損 益 計 算 書

(自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		5,236,243
2 事業費用		
(1)事業費	5,213,493	
(2)本部費	0	5,213,493
本来業務事業利益		22,750
事業利益		22,750
II 事業外収益		
受取利息	9,193	
その他の事業外収益	222,560	231,753
III 事業外費用		
支払利息	23,455	
その他の事業外費用	3,196	26,651
経常利益		227,852
IV 特別利益		
固定資産売却益	38	
その他の特別利益	0	38
V 特別損失		
固定資産除却損	598	
その他の特別損失	50,485	51,083
税引前当期純利益		176,807
法人税・住民税及び事業税	42,037	42,037
当期純利益		134,770

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 クオラ

理事長 松下 兼一 殿

私は、医療法人クオラの令和7会計年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実はありません。

令和 8 年 5 月 20 日

医療法人 クオラ

監事 中崎 隆穂